

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

取り締まりの対象年齢は

16歳以上!

知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

こんな違反は
反則金
の対象に!!
※一例を記載



車道の右側通行
信号無視 (赤色等)

反則金 **6,000円**

一時不停止
イヤホンの使用
無灯火
イヤホンの使用 ※必要な音が聞こえないなどの場合

反則金 **5,000円**

携帯電話の使用等(保持)
反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り
反則金 **7,000円**

並進
二人乗り

反則金 **3,000円**

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。



取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所为重点的に実施されます。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。